

放射能汚染水の「海洋放出」をやめろ

菅義偉首相は、東京電力福島第一原発で生じている処理水（放射能汚染水）の処分をめぐり、4月13日、「国内での放出の実績（原発からの放出）があり安定的に実施できる」として、海洋放出を閣議決定しました。実際の海洋放出には、放出のための装置の整備や原子力規制委員会の審査が2年ほどかかると言われています。

漁民の声を無視する菅政権

これに先立ち4月7日、菅首相と会談した全国漁業協同組合連合会の岸宏会長は「『絶対反対』との考えはいささかも変わらない」との立場を明らかにしました。地元・福島県漁連の野崎哲会長も「海洋放出に反対の姿勢は変わらない」としています。

有識者による政府の小委員会が2020年2月に公表した報告書には、放射能汚染水の扱いについては「現地や関係業界と丁寧に議論をして、国民的な合意ができたなら政府が決定する」としていました。にもかかわらず、その後まともな議論もないまま、閣議決定でこの問題を乗り切ろうとすることで、ふたたび福島に放射能の被害を押し付けることとなり許すことができません。

また、2015年、政府や東京電力は「関係者の理解なしには、いかなる処分も行わず、多核種除去設備（ALPS）で処理した水は発電所敷地内のタンクに貯留します」と漁業者に文書で回答したにもかかわらず、そのことを反故にしたことは信義に欠き、これから長期にわたる廃炉・収束作業に対する信用失墜をも招くことになるものです。

福島県内の59市町村のうち約7割にあたる41市町村議会が、海洋放出に反対または慎重な対応を求める決議や国への意見書を採択しています。経済産業省が公募したパブリックコメントの大半は、放射能汚染水の安全性や合意プロセスへの懸念、陸上保管などの処分方法の見直しなど、海洋放出に対して否定的なもので占められていました。多くの問題を抱えたまま政府方針を決定した上で対話を求めても、それは政府の考えを押し付けるだけのもので、民主的なプロセスではなく対話とは言えません。

事故により福島県の漁業は大打撃を受け、全面的に操業が自粛されました。その後試験操業が始まりましたが、多い時で44種の魚の出荷が制限されました。全魚種が出荷できるようになったのは2020年2月になってからでした。漁獲量もやっと震災前の2割に戻ったと言われていますが、そこに海洋放出による被害が出れば、壊滅的な打撃を被ることは必至です。再び漁民の生活や希望を奪い去ることになります。

汚染水はトリチウムだけではない

放射能汚染水に多く含まれるトリチウムは、体内に取り込まれれば細胞やDNAにダメージを与えます。さらに放射能汚染水には、トリチウム以外にも他の放射性物質も取りの残したまま放出されることが指摘されています。

東京電力が2020年12月24日に公表した資料によると、ALPSで汚染水を2次処理しても、ヨウ素129（半減期約1570万年）、セシウム135（半減期135（約2300万年）、炭素14（約5700年）など12の核種が除去できないことがわかっています。

放射能汚染水と通常原発でも「海に流している」という温排水とは違います。ALPSでも処理できない核種のうち11の核種は、通常原発の温排水に含まれていません。通常原発では、冷却水が直接核燃料に触れることはありません。しかし、福島第一原発では、むき出しの核燃料に直接接触した水が発生しています。放射能汚染水に含まれるのは、事故由来の核種であり、それが流されようとしています。一度放出されれば、取り返すことはできません。国の放出基準の40分の1（1回あたり1500ベクレル）を下回るよう、海水で100～1700倍に薄めるとしていますが、「薄めて流せばよい」とする考え方も問題です。総量規制もなされず、30～40年間（実際はそれ以上になる可能性があります）いくらでも垂れ流し状態です。

国・東電に「安全」＝「安心」はない

基準値以下に薄めて流せば「安全」としていますが、「安全」＝「安心」ではありません。信頼を失墜させた政府・東京電力に県民をはじめ多くの市民は「安心」を感じていません。

東京電力が、この間柏崎刈羽原発でテロ対策施設の不備や不正ID使用などの問題、福島第一原発の4000基の内容物不明のコンテナ問題など、管理と情報開示について次々と問題が明らかになってきました。まさに東京電力が原発を動かす資格と管理能力が問われ、放射能汚染水問題でも同様にその資質が問われています。

「海洋放出ありき」で進められてきた放射能汚染水問題。海外からも多くの批判の声が上がりましたが、まともに回答していないことも問題です。中国や韓国、台湾などの政府からも「無責任」「一方的」との反発を招いており、これまで説明を放棄してきた政府の対応が問題となっています。

世論に挑戦する「海洋放出」を閣議決定したことは許されません。保管するタンクの新たな敷地の確保や他の代替案の再検討をすべきです。（井上年弘）